

第7章

# 株式交付、取締役への株式報酬等の取扱いは 会社計算規則の 改正ポイント

有限責任 あずさ監査法人  
公認会計士 和久 友子

【この章のエッセンス】  
●株式交付について株主資本等に関する規律の新設、取締役等報酬としての無償による株式の交付について株主資本等に関する規律の新設、貸借対照表等における表示、注記の新設等の改正がなされている。  
●改正会社法に伴う改正以外にも別途会社計算規則の改正が予定されている。

## 改正会社法に伴う 会社計算規則の改正

2020年11月27日、「令和元年改正会社法に伴う会社法施行規則等

の一部を改正する省令」（令和2年法務省令52号）が公布された。施行日は、改正会社法の施行日（会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令）と同様、株主総会資料の電子提供制度に関する改正規定を除き、2021年3月1日から施行される（改正法務省令附則1）。また、2020年12月4日に別途、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集が開始された（意見募集期限は2021年1月6日）。

本稿は、これらの会社計算規則に関する改正について解説するものである。なお、2020年11月6日、「会社法の一部を改正する法律」および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律」の施行（1年3か月以内施行）および1年6か月以内施行）等に伴う金融庁関係政府令等の改正案について、意見募集が開始されており（意見募集期限は2020年12月7日）、必要に応じて当該改正案についても触れることとしたい。なお、本稿の意見にわたる部分は個人的な見解である。

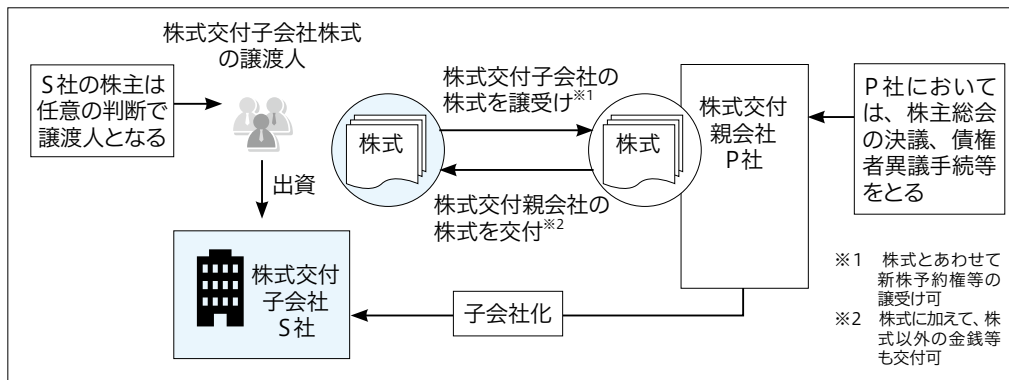
## 株式交付制度の新設に伴う改正

### (1) 株式交付制度の概要

#### ① 株式交付制度とは

株式交付制度は、図表15のとおり、P社である株式会社（株式交付親会社）がS社である他の株式会社（株式

(図表15) 株式交付制度



※1 株式とあわせて新株予約権等の譲受け可  
※2 株式に加えて、株式以外の金銭等も交付可

(出所) 法務省民事局「会社法の一部を改正する法律の概要」に基づき、あずさ監査法人作成